

新型コロナウイルスと日本国憲法 —「ポスト新型コロナウイルス国家社会」の追究—

金子 勝

はじめに

世界保健機関（World Health Organization : WHO）が、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、世界保健機関による二〇二〇年二月一日の命名）[肺炎]の「パンデミック」（Pandemic 世界的大流行）を宣言したのは、二〇二〇年三月一日であったが^{★1}、新型コロナウイルスは、感染力が従来種より強力な変異種まで出現させ^{★2}、現時点（二〇二〇年一月三十一日現在）でも、その跳梁に陰りの気配はない。

報道で、二〇二〇年一月三十一日午後五時現在、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学の集計によれば、世界では、感染者・八二七四万五三二四人、死者・一八〇万五五二人に登っている。日本では、二〇二〇年一月三十一日午後一〇時現在、厚生労働省の集計によれば、感染者・二二万六六一九人、死者・三五〇五人に登っている。

日本国の場合、新型コロナウイルス感染者の数が、波状的に増加している。感染拡大の「第一波」（二〇二〇年三月末から五月、この期間の新規陽性者〔感染者〕数の最多は、四月一日の七一九人）、「第二波」（七月から八月、この期間の新規陽性者数の最多は、八月七日の一六〇七人）、「第三波」（十一月から現在、この期間の新規陽性者数の最多は、一月三十一日の四五二〇人〔暫定〕）というように。

この原因の最大のものは、安倍晋三内閣と安倍自由民主党と公明党及び菅義偉内閣と菅自由民主党と公明党が、国民に、新型コロナウイルス禍から自己の生命・健康・生活を自力で守る「災禍防御自助主義」を強いたことにある。

その根拠は、例えば、生活保障なき自粛要請、休業補償なき休業要請・営業時間短縮要請、全人無償検査（PCR検査）なき公衆衛生、医療機関への減収補填なき・保健所への人材支援な

き医療体制、雇用保障なき生活、経済支援なき就学等の措置に示されている。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、各国の国民の生命・健康・生活と経済活動・文化活動・医療活動の破滅をもたらしているだけでなく、各国の社会の「病理」をもあぶり出している。そのため、新型コロナウイルス感染症を終息させ、再発させないための国家社会（「ポスト新型コロナウイルス国家社会」）のあり方が、人類に問われている。

新型コロナウイルス感染症の世界大流行を経験して、人類が、この感染症を終息させ、その再発を制止するためには、次のことが必要であることが明らかとなった。

第一は、すべての人間と動植物と地球は、健康であることが必要である。

新型コロナウイルスは、動物から人へ（コウモリから他の動物への感染を経て人へ）、人から人へ感染することによって発症する。

第二は、環境破壊が行われてはならない。

その破壊は、自然の奥で生息していたコロナウイルスを放出させ、人間と接触させる、また、野生動物と人間の接触を密接化させる。

第三は、人間社会の破壊があってはならない。

その破壊は、人間一人一人から、感染症を阻止する力・治療する力を失わせ、社会から、感染症を終息させる力・その再発を抑制する力を失わせる。

第四は、世界中のすべての国が仲よくしなければならぬ。

感染症の拡大を抑止するためには、国際協力が必要となる。医療体制が脆弱な国への支援が求められる。感染症の根源となるウイルスの特定、人への感染を媒介した「中間宿主」の特定、ワクチンや治療薬の開発においても、国際協力が求められる。戦争が起こされてはならない。

第五に、各国の国内のすべての人が仲よくしなければならぬ。

感染症の拡大を阻止し、感染症を終息させるためには、民族・人種・性別・心身具合・経済的政治的位置・社会的地位・思想・良心・信仰・地域等のどんな差別や暴力も行われてはならない。

以上のことが可能となるためには、対内的には、「公助・共助・自助」が実行される国家社会(国家が統治する社会)、対外的には、万国友好の「反戦平和主義」を貫く国家社会の建設が理想的となる。

日本の国家社会(国)は、その理想に向かっているのであろうか。

I ディストピア

新型コロナウイルス感染症の日本パンデミックが継続している最中の2020年9月16日に、自由民主党と公明党が組織した菅義偉内閣が発足した。

菅内閣総理大臣は、日本の国家社会の「あり方」について、次のことを語った。

先ず、内閣総理大臣就任後の記者会見(二〇二〇年九月一六日・内閣総理大臣官邸)においての発言である^{★3}。

「今回、安倍晋三前首相が病気のため道半ばで退かれることになった。無念の思いを推察する。しかし、この国難(新型コロナウイルス感染症の拡大と戦後最大の経済の落ち込みのこと—引用者)に当り、政治の空白は決して許されない。この危機を乗り越え、全ての国民が安心して生活を取り戻すには、安倍内閣が進めてきた取り組みをしっかりと継承し、前に進めていくことが私に課せられた使命だ」。

「今後取り組むべき最優先の課題は、新型コロナウイルス対策だ。欧米諸国のような爆発的な感染拡大は絶対に阻止し、国民の命と健康を守り抜く。その上で、社会経済活動との両立を目指す」。「経済の再生は、引き続き政権の最重要課題だ。アベノミクスを継承し、一層の改革を進める。ポストコロナ社会の構築に向けて集中的に改革し、必要な投資を行い再び強い経済を取り戻したい」。

「私が目指す社会像は自助、共助、公助、そして絆だ。まずは自分でやってみる。そして家

族、地域でお互いに助け合う。その上で政府がセーフティネットで守る。国民から信頼される政府を目指していきたい。行政の縦割り、既得権益、悪しき前例主義を打ち破って規制改革を全力で進める。国民のために働く内閣をつくる。そのことによって国民の期待に応える」。「新型コロナで浮き彫りになったのは、デジタルおよびサプライチェーン(供給網—引用者)の見直しだ。オンライン診療は今後も続ける必要がある。行政のデジタル化の鍵はマイナンバーカードだが、普及が進んでいない。前倒しで措置するとともに、複数の省庁に分かれている政策を取りまとめて強力に進める体制として、デジタル庁を新設する」——二〇二〇年一〇月二六日召集の第二百三回国会における「所信表明演説^{★4}」でも、同旨が語られた——。

「自助・共助・公助」順序思考は、経済的政治的・肉体的・精神的に優れた者(強者)のみが幸福になればいいという「優生主義」の思考である。この思考は、ドイツのヒトラー・ナチス政権(一九三三年一月三〇日成立)が障害者の断種(四〇万人以上)やユダヤ人虐殺(推定六〇〇万人)^{★5}を行った思考と同類の思考であり、弱肉強食主義、弱者放置・強者優遇主義の経済であるグローバル型新自由主義を基礎とする二一世紀の「ファシズム」の思考である。

「ファシズム」(fascismo [イタリア語]、Faschismus [ドイツ語]、fascismo [スペイン語]、fascism [英語]、イタリア語のファッショ [fascio <棒の束>] から、個人の尊重を否定し、国を統轄する国家への偏重を求める全体主義の意味に)は、民主政治を破壊して出現するが、イタリアを母国とし、イタリアのムッソリーニ・国家ファシスト党政権の成立(一九二二年一〇月三一日)、ドイツのヒトラー・ナチス(国家社会主義ドイツ労働者党)政権の成立(一九三三年一月三〇日)、スペインのフランコ・軍事独裁政権の成立(一九三九年四月一日)[以上個人独裁型ファシズム]、日本(大日本帝国)の近衛文麿・軍国主義天皇制政権の成立^{★6}(一九四〇年七月二二日)[組織独裁型ファシズム]によって、先駆的に展開された全体主義的・反共産主義・反民主主義専制政治体系のことで

ある★⁷。

「ファシズム」は、資本主義を守る・強くするために、資本主義の矛盾を独裁的暴政で克服しようとする政治体系である。即ち、国家が、民衆による「改革」や「革命」の道を遮断した上で、デマゴギー（Demagogie 事実に対する謀略的・煽動的宣伝）を用いて、民衆の不満や欲望を利用して、民衆に対して「改革」や「革命」の実行を言いながら、民衆に対して「反動的な反民主的的改革」や「反革命」（民衆暴虐体制）を実行する政治体系であり、また、「平和」を掲げながら「侵略」を、「民生主義」を掲げながら「優生主義」を実行する政治体系であり、そして、それを前提にして、(1)対外的には、ナショナリズム（nationalism 国家主義・国粹主義）を国民に煽って、他国と他国民族と他国人民に対する侵略主義と排外主義（他国民族・他国人民・国内他民族を支配するために、民族間の憎悪や反目を煽る思想と政策）と抑圧主義を実行する、(2)対内的には、反共産主義と反民主主義を国民に煽って、④初めは、ソフトに（合法を装って）・部分的に、⑤最後は、暴力で・全面的に、虚言と暴力を用いて国民主権とそれに基づく民主主義や、基本的人権や、地方自治や、司法権の独立や、政党や、団体や、議会政治（議会があっても）などを抹殺して、国民に対して、一つの思想を押し付け、異端を排除（パージ〔purge〕追放）する思想的独裁と暴力を用いて恐怖を与える暴力的独裁を実行する、全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。

日本国憲法は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」（第二二条）、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求にたいする国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（第一三条）、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第二五条第一項）、「国は、すべての生活

部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（第二五条第二項）と定めている。

「公共の福祉」とは、すべての人が幸福になること・共同社会が繁栄することであり、そのために、すべての人に基本的人権が保障されることである。それは、すべての人に基本的人権を保障するための「装置」である。

日本国憲法は、国家と「地方自治」（第九二条）を保障された共助組織である地方公共団体＝地方自治体が、国民を生活面・医療面・衛生面・教育面で支援する公助が先に立ち、次いで、地域住民で、家族で、助け合う共助が行われ、公助・共助の支援を得て個人が行動する自助が実る国家社会—「公助・共助・自助」国家社会を措定している。

「公助・共助・自助」国家社会の構築は、新型コロナウイルス感染拡大阻止の世界的教訓となっている。

菅内閣総理大臣は、「優生主義」社会を確立するために、すべての人の優劣をマイナンバーを用いて選別する「デジタル庁」を作る、また、規制改革を行う、と言っている。

菅内閣総理大臣は、「デジタル庁」を設立し、二一世紀のファシズムの特色である、A I（artificial intelligence 人工知能）や I T（information technology 情報技術）の技術を駆使して、マイナンバーで個人情報を一元的に集約し、国民を監視し・監理するデジタル（インターネット）独裁体制を構築しようとしている。

菅内閣総理大臣の政治は、その内容だけでなく、その方法でも、ファシズム的である。

国政選挙の洗礼を受けていない（自由民主党の総裁選挙は、自由民主党内の私的選挙にすぎず、何の公的性格も有していない）菅内閣が、国会で菅内閣総理大臣の「所信表明演説」を行わないで、主権者国民に無断で、勝手な政策を勝手に実行するのは、主権者国民の意思に基づいて政治を行わなければならないという国民主権的民主政治を破壊するファシズム的独裁政治の方法である。

菅内閣総理大臣が、その就任後、二〇二〇年

一〇月二五日まで「所信表明演説」を行わず、その間、全閣僚に国民主権を蹂躪する政治を行わせたのは、菅内閣総理大臣のファシズム性に由来するものである。

菅内閣は、政治の内容でも、政治の方法でも、ファシズムを実行するファシズム内閣である。

次いで、二〇二〇年一〇月二六日召集の第百三回国会における「所信表明演説^{★⁸}」での発言である。

「厳しい安全保障環境の中、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは政府の最も重大な責務です。イージス・アショアの代替策、抑止力の強化については、先月公表の談話を踏まえ議論を進め、あるべき方策を取りまとめていく考えです」。

先月公表の談話とは、二〇二〇年九月一日に、安倍晋三内閣総理大臣が発表した「ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」についての「首相の談話」（閣議決定のない内閣総理大臣の談話のこと。閣議決定のある内閣総理大臣の談話は、「首相談話」。「首相談話」は内閣拘束力をもつが、「首相の談話」は、内閣拘束力を有しない）のことで、その全文の内容は、次の通りである^{★⁹}。

ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針

一、私が首相の任に就いて七年八カ月、わが国の安全保障政策に大きな進展がありました。安保関連法を成立させ、日米同盟はより強固なものとなりました。わが国自身の防衛力向上と、日米同盟の強化、さらには「自由で開かれたインド太平洋」の考え方にに基づき諸外国との協力関係を構築することにより、わが国周辺環境をより平和なものとするべく努力してまいりました。

二、わが国を取り巻く安保環境は厳しさを増しています。特に、北朝鮮はわが国を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有しています。核兵器の小型化・弾頭化も実現しており、これらを弾道ミサイルに搭載して、わが国を攻撃する能力を既に保有しているとみられています。ま

た、昨年発射された新型の短距離弾道ミサイルは、ミサイル防衛網を突破することを企図していると指摘されており、このような高度化された技術がより射程の長いミサイルに応用されることも懸念されています。

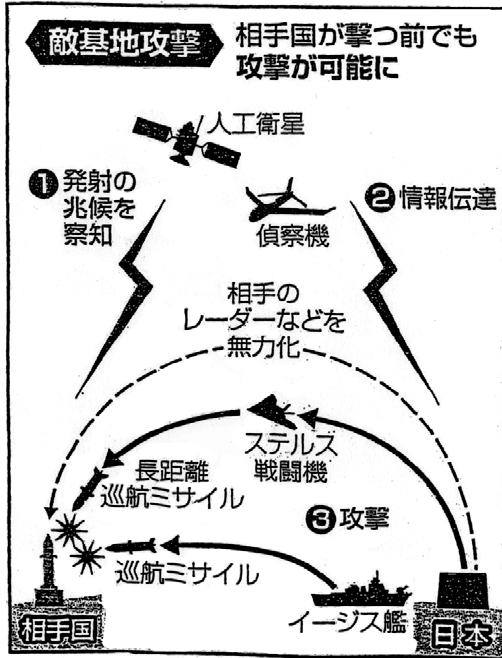
三、このような厳しい状況を踏まえ、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、何をなすべきか。やるべきことをしっかりやっていく必要があります。まず、イージス・アショアの配備プロセスの停止については、その経緯を確認し、既に公表したところです。その上で、その代替として取り得る方策については、検討を進めているところであり、弾道ミサイルなどの脅威から、わが国を防衛しうる迎撃能力を確保していくこととしています。

四、しかしながら、迎撃能力を向上させるだけで本当に国民の命と平和な暮らしを守り抜くことができるのか。そういった問題意識の下、抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安保政策の新たな方針を検討してまいりました。もとより、この検討は、憲法の範囲内において、国際法を順守しつつ、行われているものであり、専守防衛の考え方については、いささかの変更もありません。また、日米の基本的な役割分担を変えることもありません。助け合うことのできる同盟はその絆を強くする。これによって、抑止力を高め、わが国への弾道ミサイルなどによる攻撃の可能性を一層低下させていくことが必要ではないでしょうか。

五、これらについて、与党ともしっかり協議させていただきながら、今年末までに、あるべき方策を示し、わが国を取り巻く厳しい安保環境に対応していくことといたします。

六、わが国政府の最も重大な責務は、わが国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして、領土・領海・領空を守り抜くことです。これは、わが国が独立国家として第一義的に果たすべき責任であり、わが国の防衛力は、これを最終的に担保するものであり、平和国家であるわが国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものです。そして、わが国の繁栄の不可欠の前提である、わが国の平和と安全が維持されるよう、今後とも、

第一図 敵基地攻撃のイメージ図



(出所) 2020年9月12日付「東京新聞(朝刊)」

政府として取り組んでいかなければなりません。

この「首相の談話」は、二〇二〇年末までに「敵基地攻撃能力」（「第一図」参照）の保有に関する内閣の態度を打ち出すことを求めているが、辞職を表明した内閣総理大臣は、日本国憲法第七一条が定めている、「総辞職後の職務執行内閣」の内閣総理大臣と同格の内閣総理大臣であるから、行政の継続に必要な事務処理のみを行うのが原則なのに、重大な安全保障に関する方針の策定を次の内閣に求めるというのは、許されない違憲の暴政と言わざるを得ない。

二〇二〇年六月一五日、安倍内閣は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）から発射された弾道ミサイルを陸上から撃墜するためのアメリカ製の地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」を、秋田県と山口県の陸上自衛隊演習場（秋田市・新屋演習場、萩市・むつみ演習場）に一基づつ配備する計画（二〇一七年一二月一九日・閣議決定）を撤回すると発表した。安倍内閣総理大臣は、六月一八日の第二百一回国会の閉会を受けての内閣総理大臣官

邸での記者会見で、「敵基地攻撃能力」の保有を視野に入れた新しい安全保障戦略を打ち出す考えを表明した^{★10}。

「敵基地攻撃能力保有論」は、どのような目的で提起されたのであろうか。

日本国の軍事戦略は、「日米安全保障条約」を動かす日米権力機構—「日米安全保障条約」体制から、日本国憲法「第九条」を意識して編出されている。

「イージス・アショア」の秋田県と山口県への配備計画は、「日米安全保障条約」体制のものでアメリカ防衛（海外軍事基地・遠征軍を含む）に関する日米間の役割分担を踏まえて、アメリカ主導で決定されたものである。

その役割分担とは、「第九条」を意識した「盾と矛」の原則であって、日本国はアメリカ防衛のための防御を主とする「盾」の役割を果たし、アメリカは、アメリカ防衛のための攻撃を主とする「矛」の役割を果たすとするものである。

この観点から「イージス・アショア」の配備計画を見れば、なぜ、秋田県と山口県への配備なのかの理由が明らかとなる。それは、グアムとハワイの米軍基地を北朝鮮の弾道ミサイルから防衛するためには、秋田県と山口県でなければならなかった（秋田大学・福留高明元准教授の分析^{★11}）ということである。さすれば、相手国のミサイル発射拠点などを直接破壊できる打撃能力（「矛」の能力）を保有しようとする日本国の策動も、アメリカの意向を受けてのものであると考えられるが、その動機は、何であらうか。

今日の「日米安全保障条約」体制は、一九六〇年六月二三日発効の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（「一九六〇年日米安全保障条約」）と、二〇〇六年六月二九日に発表されたジョージ・W・ブッシュ・アメリカ合衆国大統領と小泉純一郎・日本国総理大臣の合意による日米共同文書「新世紀の日米同盟^{★12}」を合体させて作られた「二一世紀日米安全保障条約」体制である。

「一九六〇年日米安全保障条約」は、次のような主要な要素で構成されている。

(1) 日本国のアメリカへの経済協力（第二条）、

第一表 各国の国内総生産（GDP）額

(単位:億ドル)

国名	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)	GDP額	シェア (%)
アメリカ合衆国	161,552	21.7	166,631	21.8	173,480	22.2	180,366	24.3	187,071	24.6	194,853	24.2	205,802	24.0
中華人民共和国	84,714	11.4	95,184	12.4	104,305	13.3	111,584	15.0	111,910	14.7	122,377	15.2	136,081	15.8
日本国	59,572	8.0	49,195	6.4	46,024	5.8	43,830	5.9	49,492	6.5	48,724	6.0	49,713	5.8
ドイツ連邦共和国	35,396	4.7	37,453	4.9	38,682	4.9	33,636	4.5	34,951	4.6	36,932	4.5	39,495	4.6
イギリス王国	26,304	3.5	27,122	3.5	29,888	3.8	28,580	3.8	26,592	3.5	26,312	3.2	28,552	3.3
フランス共和国	26,814	3.6	28,102	3.6	28,291	3.6	24,189	3.2	24,651	3.2	25,824	3.2	27,788	3.2
ブラジル連邦共和国	24,131	3.2	23,920	3.1	23,465	3.0	17,725	2.3	17,928	2.3	20,555	2.5	18,686	2.1
イタリア共和国	20,746	2.7	21,335	2.8	21,411	2.7	18,215	2.4	18,691	2.4	19,438	2.4	20,848	2.4
インド	18,692	2.5	19,360	2.5	20,549	2.6	21,162	2.8	22,700	2.9	25,756	3.1	27,793	3.2
GDP世界総額	742,218		761,763		780,370		741,768		758,401		805,055		856,933	

(出所) 公益財団法人・矢野恒太記念会編集＝発行『世界国勢図会 2016/17』(2016年9月刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 2017/18』(2017年9月刊)・116-123頁。同『世界国勢図会 2019/20』(2019年9月刊)・102-109頁。同『世界国勢図会 2020/21』(2020年9月刊)・102-109頁。

第二表 各国の軍事支出額

(単位:億ドル)

国名	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)	軍事支出額	シェア (%)
アメリカ合衆国 [㊞]	6,333	39.0	6,034	36.9	5,975	38.2	6,044	40.1	6,027	39.0	6,432	38.6	6,845	39.5
中華人民共和国	1,158	7.1	1,311	8.0	1,458	9.3	1,450	9.6	1,504	9.6	1,682	10.0	1,811	10.4
サウジアラビア王国	670	4.1	807	4.9	818	5.2	568	3.7	766	4.9	829	4.9	784	4.5
ロシア連邦	660	4.0	644	3.9	516	3.3	466	3.0	456	2.9	453	2.7	482	2.7
イギリス王国 [㊞]	580	3.5	614	3.7	562	3.5	524	3.4	507	3.2	561	3.3	547	3.1
フランス共和国 [㊞]	523	3.2	520	3.1	467	2.9	472	3.1	486	3.1	533	3.1	522	3.0
日本国	487	3.0	461	2.8	410	2.6	473	3.1	460	2.9	472	2.8	485	2.8
ドイツ連邦共和国 [㊞]	441	2.7	431	2.6	366	2.3	382	2.5	417	2.6	456	2.7	485	2.8
インド	418	2.5	464	2.8	479	3.0	510	3.3	524	3.3	578	3.4	605	3.4
イタリア共和国 [㊞]	252	1.5	244	1.4	215	1.3	223	1.4	228	1.4	248	1.4	271	1.5
世界軍事支出総額	16,213		16,313		15,633		15,041		15,569		16,660		17,321	

(註) 日本国の軍事費には、海上保安庁費・旧軍人恩給費が含まれていないので、それらを含めているNATO加盟国(㊞印)の方式に換算すれば、日本国の軍事費は、その1.5倍の額になる(政府見解、1980年3月22日付「読売新聞(朝刊)」参照)。

(出所) The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2016, Routledge, 2016, pp. 484-490. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2017, Routledge, 2017, pp. 553-559. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2018, Routledge, 2018, pp. 502-508. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2019, Routledge, 2019, pp. 513-518. The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance 2020, Routledge, 2020, pp. 529-534.

(2) 日本国への軍事力増強(「軍拡」)の義務付け(第三条)、(3)日本国と在日米軍基地が武力攻撃を受けたら、日本国とアメリカは、それが、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認めて、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共同で武力行動を行う。その場合、国際連合・安全保障理事会に、受けた武力攻撃

とそれに対する武力行動の結果を報告しなければならない。そして、安全保障理事会が、その武力攻撃に対する対処措置を執ったときは、当該武力行動措置は終止しなければならない(第五条)、(4)日本国の米軍基地設置義務(第六条)、(5)「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲(戦域)は、「極東」〔南千島を含む日本国と

大韓民国と台湾とフィリピンを含む地域] (第六条)、(6) 在日米軍の取り扱い、国会が関与しない別個の行政協定及び取極で定める (第六条)、(7) 「一九六〇年日米安全保障条約」の終了は、一九七〇年六月二三日以後は、日米両国のいずれかの一方向的通告で、その通告後一年で成立する (第十条)。

次に、「新世紀の日米同盟」は、次のような主要な要素で構成されている。

(1) 「一九六〇年日米安全保障条約」の対象範囲 (戦域) を、「地球的規模」に拡大する。従って、「一九六〇年日米安全保障条約」は、「地球的規模での協力のため」の「日米同盟」 (対米日属の米国至上主義型米日核軍事・経済同盟) に転化する。(2) 「地球的規模での協力のための核軍事同盟」の内容は、二〇一五年四月二七日に決定された「日米防衛協力のための指針^{★13} (ガイドライン)」が示しているように、アメリカによる世界政治の支配化のために、世界中 (宇宙を含む) で核を用いる侵略戦争を展開するための同盟である。世界最大の経済力 (「**第一表**」参照) と軍事力 (「**第二表**」参照) を持つアメリカに侵略戦争を仕掛ける国は存在しないからである。(3) 「地球的規模での協力のための経済同盟」の内容は、「新世紀の日米同盟」によれば、「互恵的な二国間経済関係を更に深化させ、地域や世界の経済問題に関する協力を強化するための方策を探っていく」となっている。アメリカによる世界経済の支配化のために、世界中で経済戦争を展開する同盟である。

「日米安全保障条約」の本質は、(1) 日本国をアメリカの対米従属国に縛り付けておく鎖であり、(2) 日本国の国力と企業をアメリカ資本主義の発展のために利用しようとするところに、また、(3) 日本国の国力と国民をアメリカの侵略戦争に動員しようとするところにある。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、(1) 一九九〇年代初頭から展開されたアメリカ発の「グローバリゼーション」 (globalization 経済の地球規模化) という現代帝国主義^{★14} のイデオロギー (Ideologie 観念形態) に基づいて、世界中に進出しているアメリカの独占資本の多国籍企業と投資機関の投機マネーの権益を守る

ために、及び、(2) アメリカに代わって二一世紀の「覇権国家」になろうと台頭してきた (二〇〇一年一月一日の世界貿易機関への加入を画期として) 中国に対処するために形成されたものである。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、(1) 日本国の対米従属の全面化を徹底させ、(2) 世界中 (宇宙を含む) で侵略戦争と経済戦争 (外国の経済を破滅させる闘争) を展開する米国至上主義型米日核軍事・経済同盟体制を成立させることにより、世界一凶暴な「核軍事・経済同盟条約」体制となった。

「二一世紀日米安全保障条約」体制は、その全開のために、アメリカに従属して、アメリカと共に、アメリカの国益 (アメリカの国家と多国籍企業と投機マネーの利益のこと) のために、**①** 集団的自衛権^{★15} と海外侵略用基地^{★16} を用いて、世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を実行する、また、**②** 世界中で経済戦争を実行する日本国 (「『安保』の国」 = 「『矛』の国」) を要求している。

この要求は、日本国の国家と多国籍企業と投機マネーにとって大きな利益となる。例えば、(1) アメリカと共に、宇宙と地球上の資源を略奪する侵略戦争ができるようになるからであり、(2) アメリカと共に、両国の国家と多国籍企業と投機マネーの権益を守る侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使ができるようになるからであり、(3) アメリカと共に、両国の求める世界秩序に挑戦する国や集団を征伐する侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使ができるようになるからである。

アメリカは、トランプ大統領政権 (二〇一七年一月二〇日発足) から、軍事面と経済面で中国を封じ込める政策の実行を本格化させている。それに伴って、日本国に対し、長距離巡航ミサイルの保有を念頭に置く「打撃力」を保有することを迫っている (ジョセフ・ヤング駐日米臨時代理大使の発言^{★17})

このアメリカの意向を受けて、安倍内閣総理大臣は、これまでの「盾」に立つ安全保障戦略を転換させる大義名分を得ようと、「イージス・アショア」の配備計画が地元住民の反対運動で

立往生していることを逆手に取って、その配備計画を撤回し、国民の不安を利用して、返す刀で、中国との・世界中での侵略戦争や経済戦争を行うための武器となる「敵基地攻撃能力保有」という「矛」の策を国民に提示した。

「敵基地攻撃能力」とは、相手国の基地を攻撃する能力のことを指すが、その能力の価値は、相手国がミサイル等での攻撃を始める前に攻撃をすることにある。相手国が攻撃をした後に攻撃（反撃）しても、大きな効果はないからである。従って、「敵基地攻撃能力」の本質は、先制攻撃能力のことである。

先制攻撃は、攻撃を受けた後に反撃を行う権利である「自衛権」の行使とは別の物であって、「侵略権」の行使である。

先制攻撃及びそれと同義語の「敵基地攻撃」は、「侵略権」の行使（侵略行為）となるので、国際連合憲章で禁止され、且つ、侵略権とそれに基づく侵略戦争及び侵略目的の武力（兵士と武器）による威嚇又は武力の行使を否定している日本国憲法「第九条」で禁止されている。

国際連合憲章「第二条」は、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安定並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」（第三項）、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（第四項）と定めている。

「敵基地攻撃能力」を国家が保有できるとなれば、国家は、地球上・宇宙上で、侵略戦争を起こすことができるようになる。

菅内閣総理大臣（菅内閣）は、憲法クーデター、を起こして、「敵基地攻撃能力」を国家に保有させて、国家の戦争タブー（taboo 禁止されている物事）をなくし、「二一世紀日米安全保障条約」体制のもとで、世界中で侵略戦争と経済戦争を行う日本国を作ろうとしている。その時、帝国主義となるのに必要な経済力と軍事力をもつ（「第一表」・「第二表」参照）日本資本主義は、対米従属的帝国主義に昇華する（現

在の日本資本主義は、対米従属的帝国主義に限りなく近づいている）。

憲法クーデターについて、クーデター（coup d'État）とは、フランス語で、同一勢力内での武力を用いての政権の打倒活動・略奪活動を意味する言葉であるが、それを利用して、憲法改正手続の論理と条件を破り、精神的暴力（暴論）と物理的暴力（暴動）を用いて、憲法の全部又は一部を停止したり、変更したり、廃棄したりする行為を憲法クーデターと呼ぶ。

この「敵基地攻撃能力」を国家に保有させ・行使させることを前提にして、菅内閣総理大臣は、二〇二〇年一〇月一日、日本学術会議が推薦した一〇五名の会員のうちの六名の会員の任命（三年毎に行われる）を、理由も示さずに、拒否（九月二八日決裁）したことを公表した。日本学術会議法によれば、内閣総理大臣には、任命拒否権が与えられていない^{★18}（第七条第二項・第二十五条・第二十六条）。学問と科学者の戦争利用に反対している日本学術会議は、侵略戦争を実行しようとしている菅内閣にとって邪魔となるので（日本資本主義の帝国主義化と軍事経済の確立を狙う産業界にとっても邪魔となるので）、理由を示さない任命拒否という思想的独裁のファシズム手法を用いて、日本学術会議に学問と科学者の戦争利用に同意する変節を迫っている。

菅内閣は、この任命拒否事件を手始めに、社会のあらゆる分野で、反戦・反ファシズム・反政府・反アメリカ・反大企業・反自由民主党の立場の人をパージする仕組みを作ろうとしている。

二〇二〇年一二月一八日、菅内閣は、「新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について」を閣議決定した。

その全文は、次の通りである。^{★19}

新たなミサイル防衛システムの整備等及びスタンド・オフ防衛能力の強化について

（新たなミサイル防衛システムの整備等について）

1 多様な経空脅威に対しては、これまで「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）及び「中期防衛力整備計画（平成31～35年度）」（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「中期防」という。）に基づき対応してきているが、厳しさを増す我が国を取り巻く安全保障環境により柔軟かつ効果的に対応していくための、あるべき方策の一環として、陸上配備型イージス・システムに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備する。同艦は海上自衛隊が保持する。同艦に付加する機能及び設計上の工夫等を含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずる

また、抑止力の強化について、引き続き政府において検討を行う。

（スタンド・オフ防衛能力の強化について）

2 自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要があることから、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ防衛能力の強化のため、中期防においてすすめることとされているスタンド・オフ・ミサイルの整備及び研究開発に加え、多様なプラットフォームからの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行う。

この「閣議決定」は、「敵基地攻撃能力の国家保有」を明記することは留保した（「引き続き政府において検討を行う」とした）が、「敵基地攻撃能力をもつ武器」の開発を進めることは明記した。

菅内閣は、この「閣議決定」に基づいて、敵の攻撃圏外から対処でき、事実上の「敵基地攻撃」が可能な「スタンド・オフ・ミサイル」（ステルス戦闘機 F35A に搭載）の開発費（一四九億円）を二〇二一年度予算案に計上した。

敵基地攻撃能力をもつ武器を先に持って、「敵基地攻撃能力の保有」の理論化は後で、という魂胆のようである。

菅内閣は、日本国をファシズムと侵略戦争を

行うディストピア（dystopia 地獄国）にしようとしている。

しかし、菅内閣のディストピア作りは、新型コロナウイルスを跳梁させることになる。

II ユートピア——「平和的福祉国家」の日本国を

新型コロナウイルス（変異する）の跳梁を抑制し、新型コロナウイルス感染症を終息させるためには、対内的には、「公助・共助・自助」体制が構築されなければならない。国家と自治体が、国民を医療面・衛生面・生活面・教育面で支援する公助が先に立ち、次いで、地域住民で、家族で助け合う共助が行われ、公助・共助の支援を得て個人が行動する自助が実る体制である。

対外的には、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを終息させるための国際協力、環境破壊を阻止するための国際協力を可能とする「反戦平和主義」の確立である。如何なる国との間の国際紛争も武力（兵士と武器）で解決しないという立場の堅持が行われなければならない。

「公助・共助・自助」が機能する国家社会、「反戦平和主義」が実施される国家社会を建設するためには、「平和的福祉国家」（peaceful welfare state）の建設が不可欠となる。

「平和的福祉国家」（「**第二図**」参照）は、二〇世紀の「軍事的福祉国家」（戦争と軍隊を認めため、戦争と軍隊によって自己目的の実現を阻まれてきた）を克服するもので、日本国憲法「第九条」（非戦・非武装・対話・永久平和主義）を基礎とし、日本国憲法に定められている「国民主権とそれに基づく民主主義」、世界万民の権利としての「平和のうちに生存する権利（平和的生存権）」、「基本的的人権」、「地方自治」、「議会権力優越型権力分立制的統治機構」を活用して創設できるものであり、(1) いかなる国にも脅威を与えない万国友好を貫き、(2) 戦争と戦力（軍事組織と武器）と原子力と軍事同盟・経済同盟（戦争を起こす原因となる）を放棄し、(3) そのことによって可能となる国家の暴力と資本主義の横暴を規制し、(4) 人間を

第二図 「平和的福祉国家」の構造

平和的福祉国家
国民主権・基本的人権 [平和的生存権]・地方自治・権力分立制・議会政治・民主主義
非戦・非武装国民+非戦・非武装国家+非戦・非武装自治体
非戦・非武装・対話・永久平和主義 (第九条)

幸福にするための「平和」と「地域」と「環境」と「基本的人権」(「平等」・「自由」・「福祉」・「能力開発(学習)」・「労働」と「民主主義」を尊重する国家である。

「平和的福祉国家」は、(1) 対外的には、万国友好を貫いて、①いかなる国にも脅威を与えず、②いかなる国とも対等に付き合い、③人間を幸福にするために、世界中から、貧困・病傷苦・文盲・売春・飢餓・暴虐などを絶滅させる活動を行う、また、地球環境と民族文化を保護する活動を行う、④世界平和を呼びかける活動を行う国家である。

「平和的福祉国家」は、(2) 対内的には、人間を幸福にするために、①平和のもとで(戦争と戦力と原子力と貧困と差別と暴力と強制がないもとで)、②誰にも、③必ず、安心して、食べること・着ること・住むことができることを保障する、且つ、必要な時に、必ず、働くこと・休むこと・学ぶこと・余暇を持つこと・医療を受けることができることを保障する、更に、結婚の自由を認め家族への手厚い保護を行い、心と身体と職業と生活財産が差別され・統制されることがないことを保障する国家である。

「平和的福祉国家」は、(3) 自然に対しては、①動植物が虐げられないこと、②地球が虐げられないこと、③生命を存続させる自然の循環過程★²⁰(自然的物質代謝★²¹)及び人間と自然の循環過程★²²(人間と自然との物質代謝)の攪乱(価値増殖を目的とする資本主義的生産がもたらす)を規制しようとする国家である。

「平和的福祉国家」は、日本国憲法が目指している国家である。

「平和的福祉国家」の創設は、「空想」ではなく、二一世紀という歴史的時代の「特色」から導き出される「科学的現実性」である。

二一世紀という歴史的時代の特色は、次のところにある。

世界各国における民衆の「反戦平和」・「基本的人権尊重」・「民主主義尊重」・「地球環境保護」の思想と運動の高揚により、

(I) ①すべての人間と動植物と地球は、平和のもとで「幸福」になる権利(平和的幸福追求権)がある★²³、②すべての紛争は「話し合い」(対話)で解決を、が普遍となる時代であり、

(II) 戦争(自衛戦争・侵略戦争・制裁戦争)のすべてと戦争につながるすべての(自衛目的・侵略目的・制裁目的)武力(兵士と武器)による威嚇及び武力の行使が違法となる時代であり、

(III) 戦争を仕掛けた国が結局は敗北をするという時代であり(アメリカの二〇〇一年一〇月七日開始の「アフガニスタン戦争」と二〇〇三年三月二〇日開始の「イラク戦争」がその標識)、

(IV) 戦力(軍事組織と武器)を持たない国を攻撃する国は、国際社会から糾弾を受けて苦境に陥ることになると考えられるから、戦力を持たない国を侵害することはできなくなったという時代である(一九八三年一月一七日に「非武装・永世中立国」を宣言[モンヘ大統領]したコスタリカ共和国がその標識)。

かくして、二一世紀は、日本国憲法「第九条」が表明している、国民と国家と自治体が、①如何なる戦争も・如何なる武力による威嚇及び武力の行使も永久にせず、②如何なる戦力(軍事組織と武器)も持たず、また、③如何なる交戦権(戦争権—自衛戦争権・侵略戦争権・制裁戦争権、自衛目的・侵略目的・制裁目的の武力威嚇権と武力行使権)も認めず、④すべての紛争を「話し合い」(対話)で解決するという「非戦・非武装・対話・永久平和主義」が、人類の「導きの星」となる時代であり、従って、「対話」による紛争解決の道が、二一世紀の人類にとっての「科学的真理の道」となる。

「平和的福祉国家」の国を、私達のユートピア(utopia 理想国)にしようではありませんか。

注

①世界初の新型コロナウイルス感染症の患者は、二〇一九年一月八日、中国・湖北省・武漢市の病院で確認された。

②イギリスのジョンソン首相が、二〇二〇年一月二十九日に、新型コロナウイルスの変異種の存在の確認を発表した。その変異種が確認された主な国や地域（二〇二〇年一月二十六日現在）は、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、イギリス、オランダ、オーストラリア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、日本、フランス、ベルギー、香港、レバノン（以上、イギリスでの種類）、南アフリカ（イギリスのものとは別種）である。

日本での初確認は、二〇二〇年一月二十五日。

二〇二〇年一月二日付「読売新聞（朝刊）」・同一月二七日付「朝日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。

③二〇二〇年九月十七日付「東京新聞（朝刊）」・「毎日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」。

④「官報 号外 令和二年十月二十六日 第二百三回国会 衆議院会議録 第一号（一）」（令和二年十月二十六日）・三一六頁。

⑤大澤武男『ヒトラーとユダヤ人』講談社現代新書・一九九六年・二一九—二二二頁。ウルリヒ・ヘルベルト（小野寺拓也訳）『第三帝国 ある独裁の歴史』角川新書・二〇二一年・八八頁、一九〇頁、二四七頁。

⑥日本においては、「新体制」（ドイツを手本とするファシズム体制）の確立を提唱（一九四〇年六月二四日）する近衛文麿氏を内閣総理大臣とする「第二次近衛文麿内閣」が軍部の力で成立し（一九四〇年七月二二日）、加えて、日本人を侵略戦争に動員するための軍部・官僚主導の公的組織である「大政翼賛会」（内閣総理大臣が総裁、天皇の戦争政治を助ける会）が発足（一九四〇年一月二日）することによって、日本軍国主義（天皇制・軍部ファシズム、組織独裁型ファシズム）として、ファシズムが展開された。

軍国主義（militarism）とは、国のすべての分野において軍事化が形成され、国全体を一つの巨大な軍隊にして、軍事的価値に従属する兵士としての全国民と全組織を侵略戦争に動員する、その場合、侵略戦争にとって障害となる民主主義的なものはすべて鎮圧していく、全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。

なお、「新体制」が提唱されると、政党は、弾圧壊滅（一九三五年三月四日）の日本共産党を除いて、「新体制」のもとでの新しい政党の樹立をめざして、すべて自主解党——一九四〇年七月六日に、社会大衆党が解党。一九四〇年七月六日（久原派）・三日（中島派）に、政友会が解党。一九四〇年八月一日に、民政党が解党

——した。だが、新しい政党は、樹立されなかった。そのため、解党した政党の構成員のほとんどは、「大政翼賛会」に合流した。

「大政翼賛会」は、「大日本産業報国会」（一九四〇年一月二三日結成。一九三二年六月二九日設置の特別高等警察〔思想取締り警察、特高と呼ばれた〕が指揮した資本家・労働者一体の戦争協力のための官製労働組織。これが結成された時、すべての労働組合は解散させられた）、「大日本壮年団連盟」（一九四一年三月二日結成。大政翼賛運動を地方地域で実践する組織）、「大日本婦人会」（一九四二年二月二日結成。戦争協力のための官製婦人組織）、「農業報国連盟」（一九三八年一月二日結成。戦争協力のための官製農民組織）、「商業報国会」（一九四〇年一月二日結成。戦争協力のための官製商業者組織）、「日本文学報国会」（一九四二年五月二六日結成）、「大日本言論報国会」（一九四二年一月二三日結成）——官製の文学者・文化人の戦争動員組織——などを統率し、更に、部落会・町内会・隣組も支配下に置き、全国民を侵略戦争に動員した。

⑦ファシズムの本質とイタリア・ドイツ・スペイン・日本のファシズムのことを理解するためには、ディミトロフ選集編集委員会編訳『ディミトロフ選集 第2巻』・大月書店・一九七二年所収の全著作（特に、「ファシズムの攻勢と、ファシズムに反対し労働者階級の統一をめざす闘争における共産主義インタナショナルの任務——一九三五年八月二日、共産主義インタナショナル第七回大会における報告——」〔通称「反ファシズム統一戦線」〕、丸山眞男「ファシズムの諸問題」、同『増補版 現代政治の思想と行動』・未來社・一九六四年所収、アンリ・ミシェル（長谷川公昭訳）『ファシズム』・白水社・一九七八年、ワルター・ラカー（柴田敬二訳）『ファシズム——昨日・今日・明日——』・刀水書房・一九九七年、山口 定『ファシズム』・有斐閣・一九七九年（山口 定『ファシズム』・岩波現代文庫版・二〇〇六年）、ヴィクトール・E・フランクル（池田香代子訳）『夜と霧 新版』・みすず書房・二〇〇二年、ロバート・パクストン（瀬戸岡紘訳）『ファシズムの解剖学』・桜井書店・二〇〇九年、エンツォ・トラヴェルソ（柱本元彦訳）『全体主義』・平凡社新書・二〇一〇年、ケヴィン・パスモア（福井憲彦訳）『ファシズムとは何か』・岩波書店・二〇一六年、ハンナ・アーレント『新版 全体主義の起源』・みすず書房・二〇一七年——〔1 反ユダヤ主義（大久保和郎訳）〔2 帝国主義（大島通義・大島かおり訳）〔3 全体主義（大久保

和郎・大島かおり訳)——、ジェイソン・スタンリー(棚橋志行訳)『ファシズムはどこからやってくるのか』・青土社・二〇二〇年、井口文男『イタリア憲法史』・有信堂高文社・一九九八年、ポール・ギショネ(長谷川公昭訳)『ムッソリーニとファシズム』・白水社。一九七四年、山田 晟『ドイツ近代憲法史』・東京大学出版会・一九六三年、クロード・ダヴィド(長谷川公昭訳)『ヒトラーとナチズム』・白水社。一九七一年、ルドルフ・ヘス(片岡啓治訳)『アウシュヴィッツ収容所』・講談社学術文庫・一九九九年、村瀬興雄『ナチズム——ドイツ保守主義の一系譜——』・中公新書・一九六八年、大澤武男『ヒトラーとユダヤ人』・講談社現代新書・一九九六年、アンネ・フランク(深町眞理子訳)『アンネの日記 増補新訂版』・文春文庫・二〇〇三年、マーシャ・ロリニカイト(清水陽子訳)『マーシャの日記——ホロコーストを生きのびた少女』・新日本出版社・二〇一七年、望田幸男『ネオナチのドイツを読む』・新日本出版社・一九九四年、ウルリヒ・ヘルベルト(小野寺拓也訳)『第三帝国 ある独裁の歴史』・角川新書・二〇二一年、フェリックス・モロウ(山内 明訳)『スペインの革命と反革命』・現代思潮社・一九六六年、アントニー・ビーヴァー(根岸隆夫訳)『スペイン内戦 1936—1939』(上・下)・みすず書房・二〇一一年、丸山眞男『日本ファシズムの思想と運動』、前掲・同『増補版 現代政治の思想と行動』所収、安倍博純『日本ファシズム研究序説』・未来社・一九七五年などが参考になる。

⑧「官報 号外 令和二年十月二十六日 第二百三回国会 衆議院会議録 第一号(一)」(令和二年十月二十六日)・三一六頁。

⑨二〇二〇年九月二日付「東京新聞(朝刊)」。

⑩二〇二〇年六月一九日付各紙朝刊。

⑪二〇一九〇年六月一八日付「しんぶん赤旗」が報道。

⑫二〇〇六年六月三〇日付「朝日新聞(朝刊)」、防衛庁編『平成18年版 日本の防衛——防衛白書——』・株式会社ぎょうせい・二〇〇六年・三七〇—三七一頁に全文が掲載されている。

⑬「地球的規模での協力のための日米同盟」を実行するために二〇一五年四月二七日に作成された「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」は、次のことを明記している(その全文を掲載した二〇一五年四月二八日付「朝日新聞(朝刊)」、防衛省編「平成28年版 日本の防衛——防衛白書——」・日経印刷株式会社・二〇一六年・四二〇—四二六頁を利用)。

(1) 平時から緊急事態までのいかなる状況にも対処し

うる防衛協力体制を構築する。また、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で繁栄したものであるための防衛協力体制を構築する(I 防衛協力と指針の目的)。

(2) 平時から緊急事態までのあらゆる段階における軍事協力体制を統制するアメリカ主導の「同盟調整メカニズム」(「第三図」参照)を設置する(Ⅲ 強化された同盟内の調整)。

(3) 日本に対する武力攻撃が発生した場合、自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する(Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、C 日本に対する武力攻撃への対処行動)。

(4) 米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する(Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。

(5) 自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う(Ⅳ 日本の平和及び安全の切れ目のない確保、D 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動)。

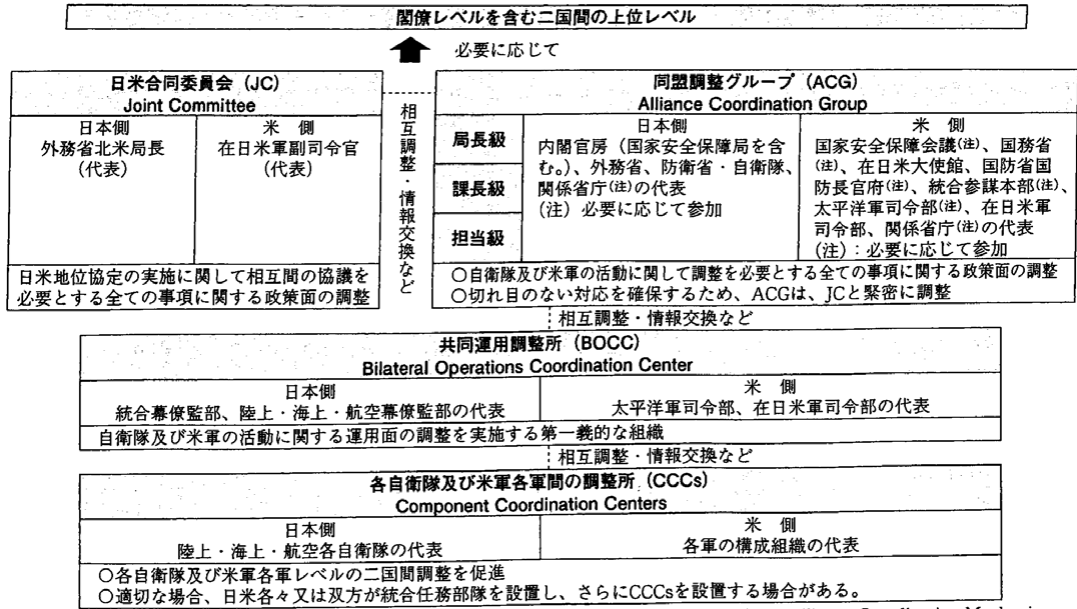
(6) 日米両政府の各々が、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加する。その場合、相互に及びパートナーと緊密に協力する(Ⅴ 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力)。

(7) 日米両政府は、宇宙空間及びサイバー空間における安全及び安定のために協力する(Ⅵ 宇宙及びサイバー空間に関する協力)。

(8) 日米両政府は、安全保障及び防衛協力の基盤の強化に取り組む。装備品の共同研究・開発・生産を行う。情報協カ・情報共有を強化する。研究・教育機関間の意思疎通を強化する(Ⅶ 日米共同の取組)。

⑭帝国主義(imperialism)とは、一般的には、他国と他国民族と他国民を、侵略したり抑圧したり併合した

第三図 「同盟調整メカニズム (ACM)」 (2015年11月3日設置) の構造



ACM：Alliance Coordination Mechanism

(出所) 防衛省編『平成28年版 日本の防衛—防衛白書—』・日経印刷株式会社・2016年・246-247頁。

りして、経済的政治的法的文化的に支配・搾取・差別する思考と行動を示す概念であるが、現代の帝国主義とは、資本主義を基礎としその発展の中から誕生した帝国主義、つまり、「資本主義的帝国主義」(レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・レーニン全集第二十二巻・大月書店・三〇六頁)のことである。

資本主義的帝国主義としての帝国主義とは、一つの国において、歴史的に高度に発展して、「独占資本」を持つに至った資本主義が、①自国の国家と②自己の輸出商品・輸出資本を用いて、他国・他国民族・他国人民を、侵略したり抑圧したり併合したりして、経済的政治的法的文化的に支配・搾取・差別する立場のことを言う。

「独占資本」とは、銀行資本と結合して、一つの産業分野において、その分野の「商品」(交換されることを目的にして生産される労働生産物)の五〇%以上→一〇〇%までを、生産したり、販売したりして、その産業分野を支配する巨大な一個または数個の資本(労働力を搾取する生産手段。この資本によって、生活物質のほとんどが商品として生産・販売される経済を、資本主義という)のことを指す。この独占資本の所有者・経営者層を、独占資本家層(独占ブルジョアジー)と呼ぶ。この独占資本家層が、現代資本主義国の支配者層となっている。

一般論としての帝国主義から、資本主義的帝国主義を理論化したのは、ヴェ・イ・レーニンであった。

レーニンの分析によれば、「アメリカとヨーロッパにおける、ついでまたアジアにおける資本主義の最高の段階としての帝国主義は、一八九八—一九一四年ごろまでに完全に形づくられた。スペイン=アメリカ戦争(一八九八年)、イギリス=ボーア戦争(一八九九—一九〇二年)、日露戦争(一九〇四—一九〇五年)、一九〇〇年のヨーロッパの経済恐慌——これらが、世界史の新しい時代の主要な歴史的道標である」(レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・レーニン全集第二十三巻・大月書店・一一三頁)。

資本主義は、歴史的には、「近代ブルジョア民主主義革命」(例えば、オランダにおけるスペイン(絶対君主・フェリペ二世)からの独立をめざした一五六八年→一五八一年の「ネーデルラント革命」[一五八一年七月二六日勝利]、イギリスにおける一六四二年→一六四九年の絶対君主(チャールズ一世)を処刑した「清教徒革命(ピューリタン革命)」[一六四九年五月一九日勝利]と一六八八年の絶対君主(ジェームズ二世)を追放した「名誉革命」[一六八八年一二月二三日勝利]、アメリカにおけるイギリス(立憲君主・ジョージ三世)からの独立をめざした一七七五年→一七八三年の「独立革命」[一七八三年九月三日勝利]、フランス(絶対君主・ルイ十六世治下)における一七八九年の封建制度を否定した「大革命」[一七八九年八月四日勝利]など)の勝利以降、「資本の原始的蓄積」[段階]から、「産業革命」(歴史的には、一七六〇年にイギ

リス〔一八三〇年にかけて〕で始まり、フランス〔一八三〇年から〕・アメリカ〔一八三〇年から〕・ドイツ〔一八四〇年から〕などで一八七〇年までに)を経て、「産業資本主義『段階』」へ(一八九七年まで)と発展し、さらに、「産業資本主義『段階』」から「帝国主義『段階』」へと発展してきた。

帝国主義は、レーニンによれば、経済的には、「(1) 独占資本主義」、「(2) 寄生的な、または腐敗しつつある資本主義」、「(3) 死滅しつつある資本主義(社会主義へ移行しつつある資本主義)」「(前掲・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・一一二頁、一一四頁)という標識を有する。また、それは、政治的には、「(1) 全線にわたる政治的反動」、「(2) 民族的抑圧」、「(3) 領土併合」(前掲・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』・一一三頁、レーニン『帝国主義論ノート』・レーニン全集第三十九巻・大月書店・七二九頁)という標識を有する。

独占資本主義は、レーニンによれば、「(一) 生産と資本の集積。これが高度の発展段階に達して、経済生活で決定的な役割を演じている独占体をつくりだすまでになったこと。(二) 銀行資本が産業資本と融合し、この『金融資本』を基礎として金融寡頭制がつくりだされたこと。(三) 商品輸出とは区別される資本輸出が、とくに重要な意義を獲得していること。(四) 資本家の国際的独占団体が形成されて、世界を分割していること。(五) 資本主義的最強国による地球の領土的分割が完了していること」(前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇七一三〇八頁)という標識を有する資本主義である。かくして、帝国主義とは、レーニンによれば、「独占体と金融資本との支配が成立して、資本の輸出が顕著な重要性を獲得し、国際トラストによる世界の分割がはじまり、最強の資本主義諸国によるいっさいの領土の分割が完了した、そういう発展段階の資本主義である」(前掲・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』・三〇八頁)。

次に、この帝国主義の発展については、独占資本主義の時代から(一八九八年―一九一四年から)、国家独占資本主義の時代(第一次世界大戦・一九一九年―一九四五年から) → 多国籍企業型国家独占資本主義の時代(一九五七年〔一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印〕前後〈アメリカの場合〉―一九七〇年代〈ヨーロッパ諸国の場合〉―一九八一年〈日本の場合〉から今日)へと発展してきた。

国家独占資本主義は、独占資本主義の展開形態であり、

帝国主義の(従って、資本主義の)最終段階であると考えられる。

国家独占資本主義は、「(1)『国家の独占資本への全面的従属』という形態をとった『国家と独占資本の全面的癒着』」を基本的標識とし、「(2) 国家の経済過程への全面的介入とその統制」、「(3) 国家財政への独占資本の全面的依存」、「(4) 最高度の腐朽性と寄生性」、「(5) 全線における最高度の政治的反動(反共産主義・反民主主義)」、「(6) 社会主義への移行の経済的・政治的イデオロギー(Ideologie 観念形態)的條件の完熟化」という標識を有する独占資本主義である。

この国家独占資本主義は、高度に発展した資本主義を持つ国において、第一次世界大戦(一九一四年七月二八日―一九一八年十一月一日)と一九二九年一〇月二四日から始まる「世界大恐慌」(一九三三年まで)を画期にして始まり、第二次世界大戦(一九三九年九月一日―一九四五年九月二日)によって進行化し、そして、第二次世界大戦後に普遍的現象となった。

国家の独占資本への「従属」は、各国において、次のような「方法」を用いて達成されている。

- ① 独占資本による政党・議員・高級官僚の買収
- ② 独占資本による企業への高級官僚の受入れ。独占資本による企業の職員の国家機関への出向
- ③ 独占資本の代表者による政府の「審議会」の占拠
- ④ 独占資本家や独占資本の代理人による国家機関(大統領、総理大臣、大統領府、内閣、議会、裁判所など)や自治体機関(首長、副首長、議会など)の占拠
- ⑤ 独占資本の政党とその活動の存在
- ⑥ 独占資本とその政府による公務員労働組合および民間企業労働組合の首脳部の買収
- ⑦ 独占資本の団体による政党・議員・高級官僚・国民の誘導
- ⑧ 独占資本によるマス・メディアの運営とマス・コミュニケーションの占拠

多国籍企業型国家独占資本主義とは、国家独占資本主義の段階にある資本主義国のその国家独占資本主義から生まれた「多国籍企業」が、自国の経済、並びに、世界各国の経済と世界の経済を動かす時代の国家独占資本主義である。

多国籍企業(multinational corporation)とは、基本的には、その国の独占資本が保有し、自国の国家権力の保護を受ける巨大企業が海外子会社を持つ親会社となり、当該親会社(本社)とその親会社の管理・統制によって

自国の親会社と一体となって活動する諸国の海外子会社・海外支店の総体（国際的独占体）を指す。

アメリカ・ヨーロッパ諸国・日本等の独占資本が保有する多国籍企業は、報道や出版物を利用すれば、進出した国、とりわけ、その発展途上国において、その国の国家権力の直接的間接的保護のもとで、その国の資本・技術・市場・資源などを支配し、環境破壊（大気汚染、水汚染、森林伐採など）、基本的人権の侵害（組合活動家の解雇、ストライキ参加を理由とする解雇、最低賃金さえ支払わない、セクシュアル・ハラスメント〔sexual harassment 性的嫌がらせ〕、残業手当不払い、食事抜き労働、退職金不払い、労働者殴打など）、政治干渉（贈賄、献金、買収、政権打倒活動——例えば、アメリカのITT（国際電信電話会社）のチリのアジェンデ政権に対するその成立（一九七〇年一月三日）阻止活動とその打倒（一九七三年九月一日）活動への参加——、ごり押し要求など）、文化破壊（先住民抑圧・排除など）、難民やスラム・路上住民の創出などを行っている。

多国籍企業の形成は、歴史的には、一九五七年（一九五七年三月二五日の「ヨーロッパ経済共同体」創設のための「ローマ条約」調印）前後（アメリカの場合）——一九七〇年代（ヨーロッパ諸国の場合）——一九八一年（日本の場合）から、始まった。

二一世紀現代の「帝国主義」は、多国籍企業型国家独占資本主義を基礎とする「多国籍企業型帝国主義」である。それは、一つの国の歴史的に高度に発展して「国家独占資本主義」となった資本主義が、基本的に、植民地を求めずに、自国の国家と自己の輸出资本——「多国籍企業」を用いて、他国・他国民族・他国人民を経済的政治的法的文化的に支配・搾取・差別する立場（新植民地主義的立場）を言う。

「多国籍企業型帝国主義」の帝国主義イデオロギーは、グローバリゼーション（globalization）である。

グローバリゼーションは、「資本」・「商品」・「サービス」・「労働力」・「投機マネー」・「情報」・「技術」などの国境を超える活動の自由化を志向する思考であり、「経済の地球規模化」と訳されている。

グローバリゼーションは、アメリカの「多国籍企業」の世界的横行と「投資機関」（銀行・証券会社・投資ファンドなど）による「投機」の世界的横行を正当化するために、つまり、アメリカによる世界経済の支配化を正当化するために、ソヴェト社会主義共和国連邦の消滅（一九九一年一月三十一日）を以てこにして、一九九〇

年代初頭にアメリカ発で主張された。

グローバリゼーションは、二つの要素で構成されている。

一つは、「ネオ・リベラリズム（neo-liberalism）」（新自由主義）の要素である。その内容は、「多国籍企業」や「投資機関」の活動の自由を阻害するものは、すべて「悪」であり、各国は、自国に存在する多国籍企業や投資機関の活動を阻害する「規制」を緩和・撤廃し、或いは、利潤追求主義を拒否する「公共圏」を限りなく縮小し、自己責任の原則のもとで、自由競争によってすべての富の分配を決定しようとする「市場原理主義」が貫けるような体制を確立すべきであるとするものである。

そのもう一つは、「グローバル・スタンダード（global standard）」（世界標準）の要素である。その内容は、「ネオ・リベラリズム」に立脚して、世界各国は、アメリカの国家や多国籍企業や投資機関のもつ「資本」・「商品」・「サービス」・「投機」・「労働力」・「情報」・「技術」・「企業統治」・「企業会計」・「福祉」・「教育」などについての価値や基準や規則や体制を、「世界標準」として自国に取り入れるべきであるとするものである。

グローバリゼーションは、アメリカ帝国主義が他国帝国主義を束ねて、その総力で、グローバリゼーションによって生まれる世界中の反帝国主義勢力を支配・搾取・差別しようとするイデオロギーである。

「多国籍企業型帝国主義」は、帝国主義の「現代型」であり、帝国主義の最終形態であると考えられる。

⑮国際連合憲章「第五条」が定める「集団的自衛権」とは、

(1) 自国が武力攻撃を受けていなくても、(2) 武力攻撃を受けた国によるその旨の表明とその国からの援助の要請があれば、(3) 自国に危機がなくても、自国が武力攻撃を受けたとみなして、(4) 他国に武力攻撃を加えている国に武力攻撃を加えることができる、という権利である。

自国が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自国が武力攻撃を受けたとみなして、他国を武力攻撃するのは侵略であるから、集団的自衛権の本質は、その権利を要請する側から見れば、援助を求める権利であるが、その権利の要請を受ける側からすれば、侵略する権利である。従って、集団的自衛権は、自国を守ること、国民を守ることと無関係に行使できる権利である。

国際法学者は、「集団的自衛権」を次のように定義している。

例えば、田畑茂二郎『国際法Ⅰ〔新版〕』・有斐閣（法律学全集55）・一九七三年は、「集団的自衛権とは、ごく端的にいうならば、自国が直接攻撃をうけなくても、連

帯関係にある他の国が攻撃をうけた場合、それを自国に対する攻撃とみなして反撃しうる権利をいう」(三五九頁)と述べている。アラン・ブレ、ジャン＝ピエール・コット共編(中原喜一郎・斎藤恵彦監訳)『コマンテール国際連合憲章 上』・東京書籍・一九九三年は、国際連合憲章「第51条の名において、すべての国連加盟国は、武力侵略の犠牲国である他の国家を救うために武力行使に訴える権利をもつ。この権利(集団的自衛権——引用者)は、介入する国家はそれ自体が武力侵略の犠牲国である必要は必ずしもないと解釈された(侵略の犠牲国となった場合には、「個別的」自衛権を援用し、行動することができるであろう)。「ある国家は侵略を受けた国の要請、または同意なしに侵略を行った国に対して武力を行使することはできない」(九五五頁)と述べている。田岡良一『国際法上の自衛権 新装版』・勁草書房・二〇一四年は、「集団的自衛権は、組成国(国際連合加盟国のこと——引用者)の一つに対して武力攻撃がなされたとき、この攻撃の直接の対象となっていない他の国々が、被攻撃国を守り、攻撃国に対して武力を行使する権利を指すというのが、普通の解釈である」(二五六頁)と述べている。

日本国の国家は、安倍内閣が、自由民主党と公明党の協力を得て作成し、二〇一四年七月一日に閣議決定した国家に集団的自衛権の行使権を認める文書「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に基づいて、二〇一五年九月一九日に、安倍内閣と自由民主党と公明党が、「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」という侵略戦争法を強行採決で制定したことにより、「集団的自衛権」を行使できるとされた。

「平和安全法制整備法」(「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」)を構成する一〇本の改定法は、次の通りである。

(1) 自衛隊法の一部改正。(2) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正。(3) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律となる)。(4) 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正(重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律となる)。(5) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律となる)。(6) 武力攻撃事態等にお

るアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正(武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律となる)。(7) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正。(8) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正(武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律となる)。(9) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律となる)。(10) 国家安全保障会議設置法の一部改正。

「第百八十九回国会衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第二号」(平成二十七年五月二十六日)・二頁以下。

この法律は、自衛隊が個別的自衛権と集団的自衛権を行使して、自衛戦争も侵略戦争もできるようにしたものである。

「国際平和支援法」(「国際平和共同対処事態に際して我が国がする諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」)は、世界中で侵略戦争や侵略目的の武力による威嚇及び武力の行使を行うアメリカ軍に自衛隊が軍事協力を行うことができるようにしたものである。

⑬ アフリカのジブチ共和国に自衛隊基地が建設され、二〇一一年六月一日より使用されている。

⑭ 二〇二〇年一月二八日付「朝日新聞(朝刊)」。

⑮ 日本学術会議法は、次のように定めている。

前文

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という)をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

日本学術会議法は、内閣総理大臣が推薦された会員の任命を拒否できる事由を定めていない。従って、任命の拒否はできないことになる。

この推薦制が導入される時（一九八三年）、当時の内閣総理大臣である中曽根康弘氏は、次のように答弁している。

「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております」。

「第九十八回国会 参議院文教委員会会議録第八号」(昭和五十八年五月十二日)・三四頁。

日本学術会議法を改定しない限り、内閣総理大臣は、任命拒否をすることはできない。

①9 https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2019/pdf/stand-off_20201218.pdf

二〇二〇年一二月一九日付「琉球新報」。

②自然の循環過程とは、例えば、カシ・クヌギ・ナラなどの木の実（どんぐり）は、リス・ネズミ・クマなどの動物の食物となり、便として排出されて、土地の養分となり、他の草や木の成長を促す。土中に埋められて食べ残されたどんぐりは、芽を出して、新たな木となり、新しいどんぐりを生み出す。それを動物が食物とする。芽を出さなかったどんぐりは、土地の養分となって、他の草や木の成長を促す、このような過程のことを言う。

③物質代謝とは、生物が、生存に必要な物質を外界から体内に取り入れ、用済みとなった物質を外界に排出する行為のことを言う。

④人間と自然の循環過程とは、例えば、人間は、自然から食物と水を取り入れて、尿や便として排出する。尿や便は土地を豊かにし、植物の成長を促す、その植物を食べて、人間や動物が成長する。或いは、人間は、自然か

ら酸素を取り入れて、二酸化炭素と水を排出する。排出された二酸化炭素は、植物の光合成を媒介にして酸素となる、このような過程のことを言う。

⑤地球と動植物と人間は、自然の歴史的発展過程の産物であり、従って、共に自然の一部であり、人間は、地球と動植物との相互関係のもとで生存している。人間の幸福は、動植物と地球の幸福のもとでのみ可能となる。

平和のもとでの人間の「幸福」とは、(1) 必ず、安心して、食べること・着ること・住むことができること、(2) 必要な時に、必ず、働くこと・学ぶこと・休むこと・療を受けること・余暇をもつことができること、(3) 結婚の自由があり、安心して家族を持続できること、(4) 差別と暴力と戦力と原子力と戦争がないこと、(5) 適切な気温があること（温暖化・寒冷化がないこと）、(6) 心と身体と職業と生活財産が他者（国家・自治体・団体・他人）に統制されないことである。

平和のもとでの動植物の「幸福」とは、(1) 汚れていない真水・海水・空気があること及び適切な気温があること（温暖化・寒冷化がないこと）、(2) 必ず、安全に、食べること・水を飲むこと・住むことができること、(3) 発育できること、子孫を残すことができること、(4) 人間のぜいたくや快楽や欲望のために殺害されたり、苦痛を加えられたり、奇形にされたりすることがないこと、(5) 戦争と戦力と原子力がないこと、である。

平和のもとでの地球の「幸福」とは、(1) 生態系を破壊させるような破壊がおこなわれないこと・粹砕されないこと、(2) 汚れていない真水・海水・空気があること及び適切な気温があること（温暖化・寒冷化がないこと）、(3) 動植物と人間の生存に必要な物質（元素）があること、(4) 戦争と戦力と原子力がないこと、である。